

共同生活援助(包括型)

※事業について点検し、結果欄は、ドロップダウンリストから当てはまるものを選択してください(指定を受けていない事業は選択不要。)

主眼事項	着眼点	結果
人員に関する基準 (指定共同生活援助) 1 従業者の員数	指定共同生活援助事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	
(1)世話人	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適
(2)生活支援員	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 障害支援区分に係る市町審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号:区分省令)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者(経過措置の適用を受ける者を除く。以下③、④において同じ。)の数を6で除した数 ③ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	適
(3)サービス管理責任者	指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が30以下 1以上 ② 利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適
(4)利用者数の算定	(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。	適
(5)職務の専従	(1)から(3)に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適
(6)管理者	① 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	適
	② 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	適
設備に関する基準 (指定共同生活援助) 1 設備・規模	① 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(入所施設)又は病院の敷地外にあるか。	適
	② 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。(サテライト型住居:本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居のこと。)	適
	③ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。	適
	④ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下となっているか。	適
	⑤ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)となっているか。	適
	⑥ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	適
	⑦ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	適
	⑧ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。(ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	適
	⑨ サテライト型住居は次のとおりとなっているか。 ア 入居定員を1人とすること。 イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ 居室の面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。	該当なし